1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM8「ある地域におけるペストステータスの決定」の改正 (2009-005)



ペストステータスとは

(ある地域における)有害動植物の状況

現在及び過去の病害虫記録及びその他の情報に基づいて専門家の判断を用い公的に決定される、ある地域におけるある病害虫の現時点における存在又は非存在であって、適切な場合、その分布を含む。

(ISPM 5)

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- ▶ 本基準(ISPM 8) は1998年に採択
- ▶ 1998年以降に「有害動植物無発生生産地及び生産用地の設定 (ISPM10)」などの新たな基準が採択

基準改正の目的

▶ 本基準の採択以降に採択された基準を考慮するため 等

本基準の概要

- ▶ ペストステータスの決定・報告に関する指針の提供
- ▶ 病害虫の「存在」又は「非存在」の分類
- 情報の信頼性の評価指針及び不確実性が生じる原因の記載



これまでの経緯

- 1998年11月 CPM-1で国際基準として承認
- 2009年11月 基準委員会で作業プログラムへの追加勧告
- 2010年3月 CPM-5で作業プログラムに追加
- 2013年11月 基準委員会で仕様書を承認
- 2017年9月 専門家作業部会会議
- 2018年5月 基準委員会が1回目加盟国協議案を承認
- 2018年7~9月 1回目加盟国協議

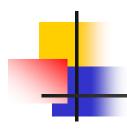


現行基準との主な変更点

- ペストステータスの分類を、現行の基準の3つから、 2つに変更(「存在」、「非存在」及び「一時的 発生」のうち「一時的発生」を削除)
- 情報源の<u>信頼性について、付録に記載</u>(現行の基準 では本文中に記載)
- 「存在」、「非存在」の定義を関連する<u>新たな国際</u> 基準に沿って修正



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



1.ペストステータス決定の目的

- ペストステータスはその地域に責任を負うNPPO (国家植物防疫機関)が決定
- NPPOは以下についてペストステータスの情報を 使用することができる
 - ・国内、地域又は国際的な病害虫管理の計画
 - ・植物検疫規則の制定及び遵守
 - ・病害虫リスクアナリシス 等



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



2.ペストステータス決定のために 使用される情報

- 病害虫の記録に含むべき情報はISPM 6 「サーベイランス※のためのガイドライン」に記載
- ○不確実性が生じる可能性
 - ・病害虫の生態に関する重要な情報の不足
 - ・分類学的見直しや不明確さ、矛盾や古い情報

等

※サーベイランス:調査、モニタリング又はその他の手続きによって病害虫の存在又は 非存在に関するデータを収集し記録する公的な手順(ISPM5)



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



○3.1 存在表1 ペストステータスの分類 存在

○3.2 非存在表 2 ペストステータスの分類 非存在



○3.1 存在

病害虫が、固有のものであったり、侵入したもの、一時的に発生したものであるとの情報がある場合に存在するとみなされ、病害虫が存在し、信頼のおける情報が入手できる場合は、 表1「ペストステータスの分類 存在」に記載の分類を用いペストステータスを決定



○3.1 存在(表1 ペストステータスの分類)

- 広く分布する
- 広く分布しておらず公的防除※が実施されていない
- 広く分布しておらず公的防除が実施されている
- 低密度発生(ISPM22)
- 病害虫無発生地域以外(ISPM4)
- 病害虫無発生生産地又は病害虫無発生生産用地以外(ISPM10)
- 定着するとは考えられない
 - ※:検疫有害動植物の根絶若しくは封じ込めを目的とする又は規制非検疫有害動植物の管理のための 強制的な植物検疫規則の積極的施行並びに強制的な検疫手続きの適用(ISPM 5)



○3.1 存在

存在が以下のように限定的な場合は、追加で情報 が必要になるかもしれない

- 密閉された建造物内に存在する場合
- 植物園内に存在する場合
- 1年のうち決まった時期に存在する場合 等



○3.2 非存在

サーベイランスや他の情報で<u>病害虫がその地域において発見されていないことを示す場合は非存在</u>であると考えられ、非存在であって、<u>信頼のおける情報が入手できる場合は、表2</u>「ペストステータスの分類 非存在」<u>に記載の分類を用いペストステータスを決定</u>



- ○3.2 非存在(表2 ペストステータスの分類)
 - 記録されていない病害虫
 - 病害虫無発生地域(国全体) (ISPM4)
 - 病害虫の記録が無効
 - 病害虫が既に存在しない
 - 病害虫が根絶された(ISPM9)



○3.2 非存在

- 存在に関する情報が信頼できないものである場合、病害虫は 「非存在」とすることが可能
- 輸入地点における輸入荷口からの病害虫の検出は、ペストス テータスには影響しない
- ある地域で病害虫が発見されても、サーベイランスによって 個体群の非存在を示せば、ペストステータスには影響しない
- NPPOがサーベイランスの結果や他の情報を提供できない場 合、ペストステータスは「未確定」とされる



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



4.NPPOの責務及び適切な報告の実施

- ○ペストステータスはその地域に責任を持つ NPPOによって決定
- ○NPPOは他のNPPOから要求があった場合、病 害虫の記録や証拠を提供
- ○NPPOが発表したペストステータスに対し、他 のNPPOが疑義を唱える場合、NPPO間で交渉 し、必要に応じペストステータスを修正



4.NPPOの責務及び適切な報告の実施

- 4.1 ペストステータスの決定及び報告の 適切な実施
 - ペストステータスの情報交換の際には、この基準で規定される「存在」及び「非存在」の分類を使用すること
 - 適宜ペストステータスを再評価すること
 - ISPM17「病害虫報告」に従いペストステータ スの変更があった場合他のNPPO等に通知する こと



- 1. ペストステータス決定の目的
- 2. ペストステータス決定のために使用される情報
- 3. ある地域におけるペストステータスの記述
- 4. NPPOの責務及び適切な報告の実施



付録1

○ 情報源の信頼性に関する指針

以下の項目を、NPPOの関与の強さ、根拠論文の数、発行元の信頼性などにより「高い、やや高い、やや低い、低い」の4つに分類し、具体的に例示している

- サーベイランスから収集される情報
- 論文審査のある専門誌
- データベース及びウェブサイト
- 論文審査のない専門家情報源
- NPPO以外の情報源からの未公表の情報